

会議の名称	平成 29 年度 第 1 回 門真市児童福祉審議会
開催日時	平成 30 年 1 月 29 日 (月) 午前 10 時から 11 時 30 分まで
開催場所	門真市役所本館 4 階 第 8 会議室
出席者	合田委員長、須河内副委員長、道幸委員、森本委員、吉兼委員、五十野委員、事務局
議題 (内容)	(1) 会議の公開・非公開について (2) 小規模保育事業の認可について
傍聴定員	非公開
担当部署 (事務局)	(担当課名) こども政策課政策グループ (電話) 06-6902-6095 (直通)

発言内容

発言者	発言
事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまから平成 29 年度第 1 回門真市児童福祉審議会を開催させていただきます。本日は、何かとご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>また、本日は、委員 6 名のご出席をいただき過半数の出席をいただいておりますので、門真市附属機関条例施行規則第 5 条第 2 項の規定により本会議が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。</p> <p>資料 1 諮問書 (写)</p> <p>資料 2 - 1 おひさま保育園 概要</p> <p>資料 2 - 2 おひさま保育園 周辺地図</p> <p>資料 2 - 3 おひさま保育園 平面図</p> <p>資料 2 - 4 おひさま保育園 保育課程</p> <p>資料 3 - 1 はすのみ保育園 概要</p> <p>資料 3 - 2 はすのみ保育園 周辺地図</p> <p>資料 3 - 3 はすのみ保育園 平面図</p> <p>資料 3 - 4 はすのみ保育園 保育課程</p> <p>資料 4 - 1 小規模保育園きずな 概要</p> <p>資料 4 - 2 小規模保育園きずな 周辺地図</p> <p>資料 4 - 3 小規模保育園きずな 平面図</p> <p>資料 4 - 4 小規模保育園きずな 保育課程</p> <p>資料 5 - 1 むくもりのおうち保育 門真園 概要</p>

	<p>資料5-2 ぬくもりのおうち保育 門真園 周辺地図  資料5-3 ぬくもりのおうち保育 門真園 平面図  資料5-4 ぬくもりのおうち保育 門真園 保育課程</p> <p>なお、後日、議事録の作成を行うため、本日の会議を録音させていただきますので、予めご了承ください。</p> <p>今回の審議会における諮問についてですが、今回、認可申請のあった小規模保育事業所4事業所について、本市から当審議会に対し、認可の適否について諮問させていただきます。諮問書につきましては、資料1として配布させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>それでは、これ以降の議事進行については委員長をお願いしたいと思います。委員長、よろしくをお願いいたします。</p>
委員長	<p>それでは、私の方で議事次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>まず、「議題1 会議の公開・非公開について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議題（1）「会議の公開について」、説明させていただきます。</p> <p>門真市では、本市の「審議会等の会議の公開に関する指針」により、公開・非公開を委員会の長が、会議に諮って決定することとなっております。</p> <p>本会議につきましては、平成28年度に実施した第1回児童福祉審議会の際に、原則の考え方どおり「公開」とし、例外的に公開することにより事業者の不利益が生じる可能性がある場合のみ、非公開とすることと決定しております。</p> <p>今回の会議については、前回より詳細な情報を基に認可についての審議を行っていただけるよう、個人の履歴や財産等に関する資料を事業者から徴取しており、門真市情報公開条例第6条第2号に定める法人等に関する不開示情報、つまり開示することにより、当該法人等または当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるものが含まれると考えますので、非公開とするのが妥当であると考えております。</p> <p>なお、今回の会議録につきましては、各事業所の認可の適否についての審議部分になるとおもわれますが、不開示情報に該当する部分を削除して公表いたしたいと考えております。</p>
委員長	<p>ただいま、事務局より、今回の会議を非公開とすることについて提案がありましたが、何かご意見等ございますでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>

<p>委員長</p>	<p>それでは異議なしということですので、今回の会議は非公開としまして、議事録は該当部分を削除して公開するということに決定させていただきます。</p> <p>続きまして、「議題2 小規模保育事業所の認可について」、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議題2 小規模保育事業の認可についてご説明いたします。先ほど諮問書をご確認いただきましたとおり、平成30年4月1日開所予定として認可申請のあった小規模保育事業4件について、本市で認可を行うにあたり、認可の適否について当審議会に対して意見を求めるものです。</p> <p>各事業所の説明に入る前に、小規模保育事業、及びその認可基準について簡単にご説明いたします。</p> <p>参考資料2「地域型保育事業の類型」をご覧ください。</p> <p>地域型保育事業とは「子ども・子育て支援新制度」において、市町村の認可事業として新たに設けられた、待機児童の多い0歳児から2歳児の子どもを預かる小規模な事業所です。</p> <p>地域型保育事業には、①家庭的保育者の居宅等のスペースで行う定員5名までの家庭的保育事業、②定員6人～19人までの小規模な保育施設で保育を実施する小規模保育事業、③事業所の中で従業員の子どもと地域の子どもをともに保育する事業所内保育事業、④保育を必要とする子の居宅等において保育を行う居宅訪問型保育事業があり、今回認可を審議いただく4件につきましては、②小規模保育事業であります。</p> <p>小規模保育事業は、さらに職員の配置基準等により3類型に分かれており、今回認可を審議いただく4件につきましては、保育に従事する職員が原則全員保育士資格を有し、保育所の分園に近い類型であるA型となっております。</p> <p>続きまして、参考資料3門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例【抜粋】をご覧ください。</p> <p>こちらは、先ほどご説明した地域型保育事業について、その認可の基準を定めた条例から、小規模保育事業A型にかかる内容を抜粋したものとなっております。</p> <p>主な部分に下線を引いております。9ページをご覧ください。29条に設備の基準として、必要な部屋やその面積の基準が記載されております。具体的な内容につきましては、後程、申請内容と合わせてご説明させていただきます。</p> <p>また、12ページからの30条には、配置が必要な職員について記載さ</p>

	<p>れており、さらに、13 ページの下線部分には、現在の待機児童解消の観点から、時限的に配置基準が緩和されておりますので、その内容について規定されております。</p> <p>次に、参考資料 4 「家庭的保育事業等の認可等について」をご覧ください。</p> <p>こちらは国から各自治体あての通知となっておりまして、認可にあたっての詳細な内容や留意点が記載されており、主に参考資料 5 の児童福祉法第 34 条の 15 各号に定めのある経済的基礎のあること、禁固刑や罰金に処されていないものであること等を審査することとなっております。</p> <p>これらのすべての規程の基準を満たしているかを判断することとなりますが、それぞれの規程の詳細な項目については、認可申請書類等から各事業所とも基準を満たしていることを事務局で確認を行っております。現段階では、施設が整備中であったり、予定している職員数通りの採用を行うことができるか未定の事業所もございますが、今後確定次第、認可基準を満たしているか再度事務局で確認を行います。</p> <p>また、認可後につきましても、1 年に 1 回、市が実地検査を行うこととなっており、運営面や会計処理等について、適切に行われているかを確認していくこととなっております。</p> <p>各事業所の詳細については、審議の際にそれぞれ説明させていただきます。</p>
<p>委員長</p>	<p>ただいま事務局より、認可基準等について説明がありました。今回審議に上がっております 4 件の事業所について、順次 1 件ずつ事務局から詳細を説明していただき、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>それでは、事務局からまずは「おひさま保育園」について説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>「おひさま保育園」についてご説明します。</p> <p>資料 2-1、2-2、2-3、2-4 をご覧ください。資料 2-1 は事前にお渡しさせていただいております事業所の認可申請の資料から、概要をまとめております。</p> <p>右端の欄に、先ほどご説明させていただきました条例等に定めのある認可の基準、真ん中の欄に、この基準を適用した際に当該事業所が満たすべき面積や人数、左側の欄に実際の当該事業所の概要を記載しておりますので、見比べながらご覧ください。</p> <p>「おひさま保育園」につきましては、設置主体が個人から一般社団法人</p>

	<p>人に変更になることに伴う認可ですので、新設の事業所ではなく、古川町 14 番 3 号で「門真学園」として認可を受け、既に平成 27 年 4 月 1 日より事業開始しております。その後「おひさま保育園」に名称変更を行い、現在も運営中です。</p> <p>現在の設置主体は「東田 實 (ひがしだ みのる)」という個人の方ですが、ご親族が代表である「一般社団法人あおぞら」を設立され、そちらに「おひさま保育園」の事業の設置主体を移すということですので、再度認可が必要となります。</p> <p>現在の事業所から、施設整備や定員の変更などはありません。運営中の事業所でありますので、資料の通り、認可基準は満たしています。</p> <p>連携施設につきましては、現在未設定ですが、今後市も含めて調整を行い、経過措置期間での設定を予定しています。</p> <p>また、小規模保育事業所については 1 年に 1 回、市が実地検査を行うこととなっており、運営面や会計処理等について、適切に行われているかを確認していくこととなっております。「おひさま保育園」についても実地検査を行っておりますが、実地検査の結果として認可に影響があるような運営上の重大な問題が認められたことはありません。</p>
<p>委員長</p>	<p>「おひさま保育園」は事業所の新設ではなく、既に開所している事業所の設置主体が個人立から社団法人に変わることに伴う認可申請ということです。</p> <p>なにかご意見やご質問はございますでしょうか。進行の都合上、各事業所につき、15 分を目安にご審議よろしく申し上げます。</p> <p>それではおひさま保育園について、ご審議申し上げます。</p>
<p>各委員</p>	<p><b>「おひさま保育園」に対する審議</b></p>
<p>委員長</p>	<p>よろしいでしょうか。他にありませんか。</p> <p>今、説明があったように実際に検査もしているということですし、特に問題がないということですのでそれでよろしいですかね。ありがとうございます。</p> <p>それでは続きまして、「はすのみ保育園」について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>2 件めの「はすのみ保育園」についてご説明します。こちらからは、新設の事業所になります。資料 3-1、3-2、3-3、3-4 をご覧ください。資料の見方は先ほどと同様です。</p> <p>設置主体は「社会福祉法人 ロータス福祉会」で、法人の概要といたしましては昭和 61 年の設立から門真市、守口市において特別養護老人ホーム、デイサービス等の介護福祉関係施設を多数運営されています。現在本市の第 1 地域包括支援センターの運営も行っています。</p>

	<p>事業所の所在地は、門真市堂山町 25-20 で周辺地図は資料 3-2 のとおりです。認可定員は0歳児3人、1歳児6人、2歳児6人の合計15名です。施設の概要としましては、1階に地域包括支援センターやヘルパーステーション等があるロータス福祉会が所有の鉄筋コンクリート造3階建3階部分を使用し、保育室、職員室兼医務室、調理室、沐浴室、トイレ等を設置予定です。資料 3-3 に平面図を用意しておりますので合わせてご覧ください。</p> <p>保育室等の面積については、記載のとおり各室とも基準の面積を満たしております。屋外遊戯場につきましては、敷地内にないため、近隣の公園を屋外遊戯場として活用されます。こちらの八雲東公園については事業所から歩行者専用道路を挟んですぐ向かいに位置することです。</p> <p>また、職員数につきましては、定員に対して、基準上保育士4名以上、調理員、嘱託医の配置が必要ですが、給食調理については外部委託を予定しておりますので、「はすのみ保育園」の職員として雇用する必要はありません。保育士等は職員数の欄に記載のとおり、基準を満たす職員を配置されています。</p> <p>開所時間は午前7時30分～午後6時30分の11時間です。</p> <p>連携施設につきましては、現在未設定ですが、今後市も含めて調整を行い、経過措置期間での設定を予定しています。</p>
委員長	<p>それでは、ただいま説明のありました「はすのみ保育園」について、ご審議願います。何かご意見やご質問がありましたら発言願います。</p>
各委員	<p style="text-align: center;"><b>「はすのみ保育園」に対する審議</b></p>
委員長	<p>よろしいですか。他はございますでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、3件め「小規模保育園 きずな」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、3件めの「小規模保育園 きずな」についてです。資料 4-1、4-2、4-3、4-4 をご覧ください。</p> <p>設置主体は「社会福祉法人 雅福祉会」で、法人の概要といたしましては、児童福祉事業を実施されている社会福祉法人で、既に本市においてうちこし保育園、きたじま保育園、すえひろ保育園の3園の保育所を運営されています。また、本市より放課後児童クラブの委託も行っております。</p> <p>事業所の所在地は、門真市末広町 5-7 で、周辺地図は資料 4-2 のとおりです。認可定員は0歳児3人、1歳児3人、2歳児4人の合計10名です。</p>

	<p>施設の概要としましては、木造2階建の家屋の1階部分を使用し、保育室、調理設備、沐浴スペース・トイレを設置予定です。保育は1階のみで行いますが、2階が職員の事務室、更衣室です。</p> <p>保育室等の面積については、記載のとおり各室とも基準の面積を満たしております。屋外遊戯場につきましては、敷地内にないため、近隣の末広東公園、及び連携施設のすえひろ保育園の園庭を屋外遊戯場として活用されます。事業所からの移動に際しては、車の通行のない狭い路地を通して移動することです。</p> <p>また、職員数につきましては、定員に対して、基準上保育士4名以上、調理員、嘱託医の配置が必要ですが、給食調理については連携施設であるすえひろ保育所から搬入するため、調理員の配置は不要です。保育士等は職員数の欄に記載のとおり、基準を満たす職員を配置予定とされています。</p> <p>開所時間は午前7時00分～午後7時00分の12時間、うち午後6時から午後7時は延長保育です。</p> <p>連携施設につきましては、同一法人が運営されており、近隣にあるすえひろ保育園です。</p>
各委員	<p align="center"><b>「小規模保育園きずな」に対する審議</b></p>
委員長	<p>でしたら最後に「ぬくもりのおうち保育 門真園」についてのご説明、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、4件めの「ぬくもりのおうち保育 門真園」について説明します。資料5-1、5-2、5-3、5-4をご覧ください。</p> <p>設置主体は「株式会社 S・S・M」で、法人の概要といたしましては、大阪府下を中心に、東京、静岡等でも小規模保育事業所や認可外保育所等を多数運営されています。</p> <p>事業所の所在地は、門真市柳田町3-9で、周辺地図は資料5-2のとおりです。認可定員は0歳児3人、1歳児8人、2歳児8人の合計19名です。</p> <p>施設の概要としましては、鉄筋コンクリート造8階建ビルの1階部分を借り上げて整備されており、保育室、調理室、医務室兼事務室、沐浴スペース・トイレを設置予定です。</p> <p>保育室等の面積については、記載のとおり各室とも基準の面積を満たしております。屋外遊戯場につきましては、敷地内にないため、近隣の一番柳田町北2号緑地公園を屋外遊戯場として活用されます。</p> <p>また、職員数につきましては、定員に対して、基準上保育士5名以上、調理員、嘱託医の配置が必要です。職員数の欄に記載のとおり、各基準を満たす職員を配置されています。</p>

	<p>開所時間は午前7時30分～午後7時30分の12時間、うち午後6時30分から午後7時30分は延長保育です。</p> <p>給食調理については、施設の調理設備で自園調理し、提供することとなっております。</p> <p>連携施設につきましては、現在未設定ですが、今後市も含めて調整を行い、経過措置期間での設定を予定しています。</p>
委員長	<p>それでは、ただいま説明のありました「ぬくもりのおうち保育 門真園」について、ご審議願います。何かご意見やご質問がありましたら発言願います。</p>
各委員	<p>「ぬくもりのおうち保育 門真園」に対する審議</p>
委員長	<p>他、大丈夫でしょうか。門真園については、皆様、ご意見ありがとうございました。</p> <p>当審議会といたしましては、諮問があったただいまの4件の小規模保育事業所について、認可の適否について門真市に対して答申を行う必要があります。委員から頂戴しましたご意見については、事務局から事業者にお伝えいただくこととしたうえで、この4件の事業所について「認可相当である」、というような形を取らせていただいでよろしいでしょうか。</p>
道幸委員	<p>認可というか条件つきでしていただきたいと思います。前の3件はそれでいいですけど、この4件めについては人の手立てをきちんとしていただくことを条件に認可していただきたいなと思います。私の意見1つだけではないので、他の方ご意見も聞いて決めていただいで。</p>
委員長	<p>先程の議論の中の要望というか須河内委員のご意見にもありましたように、最後の門真園さんにつきましては、条件付きということの文言を添えるというか、条件をつけるということで、他の3件については認可という形でということで。また答申書につきましては、もう一度調整をとしていただくということで、答申書につきましては、いただいたご意見等をしっかり踏まえた上で、また事務局と委員長とでのやりとりということでもいいですか。今後。</p>
事務局	<p>結果については委員様にお伝えさせていただいてから、というところで考えております。</p>
委員長	<p>はい。わかりました。</p> <p>また、事務局と相談させていただいた上で、各委員の皆様へ答申書という形でお示しさせていただきたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>

委員長	<p>でしたらこちらで本日審議予定の議題はすべて終了となりますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。</p> <p>以上をもちまして、平成 29 年度第 1 回門真市児童福祉審議会を閉会いたします。</p> <p>皆様ありがとうございました。</p>
-----	--